

鎌倉市議会

9月定例会議案集

(その1)

平成29年

目 次

議案第 44 号	市道路線の廃止について……………	5
議案第 45 号	市道路線の認定について……………	10
議案第 46 号	工事請負契約の変更について……………	13
議案第 47 号	平成28年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	20
議案第 48 号	平成28年度鎌倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて……………	20
議案第 49 号	平成28年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特 別会計歳入歳出決算の認定について……………	20
議案第 50 号	平成28年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定について……………	20
議案第 51 号	平成28年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決 算の認定について……………	20
議案第 52 号	平成28年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	20
議案第 53 号	平成28年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算 の認定について……………	20
議案第 54 号	鎌倉市職員等公務災害等見舞金の支給に関する条例の制定に ついて……………	21
議案第 55 号	私たちのまち鎌倉のことに関心を持ち、自分たちでより良く していこうという思いを共有して行動するための条例の制定 について……………	26
議案第 56 号	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入 れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条 例の制定について……………	30
議案第 57 号	鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め る条例及び鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい て……………	32
議案第 58 号	鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について……………	34
議案第 59 号	鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について……………	36
議案第 60 号	鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	38
議案第 61 号	平成29年度鎌倉市一般会計補正予算（第3号）……………	40
議案第 62 号	平成29年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第2号）……………	43

報告第 7 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について……………	46
報告第 8 号	継続費の精算報告について……………	47
報告第 9 号	平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告について……………	49
報告第 10 号	平成28年度決算に基づく資金不足比率の報告について……………	50

議案第 44 号

市道路線の廃止について

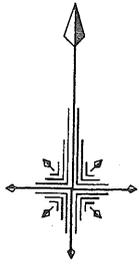
次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

平成29年 9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	城 廻 字 中 村	625番2	城 廻 字 中 村	623番31	0.90～ 1.29	12.46	11.32	1
2	扇 ガ 谷 四 丁 目	532番1	扇 ガ 谷 四 丁 目	534番2	0.86～ 0.93	14.79	13.48	2



凡例  廃止箇所

案内図

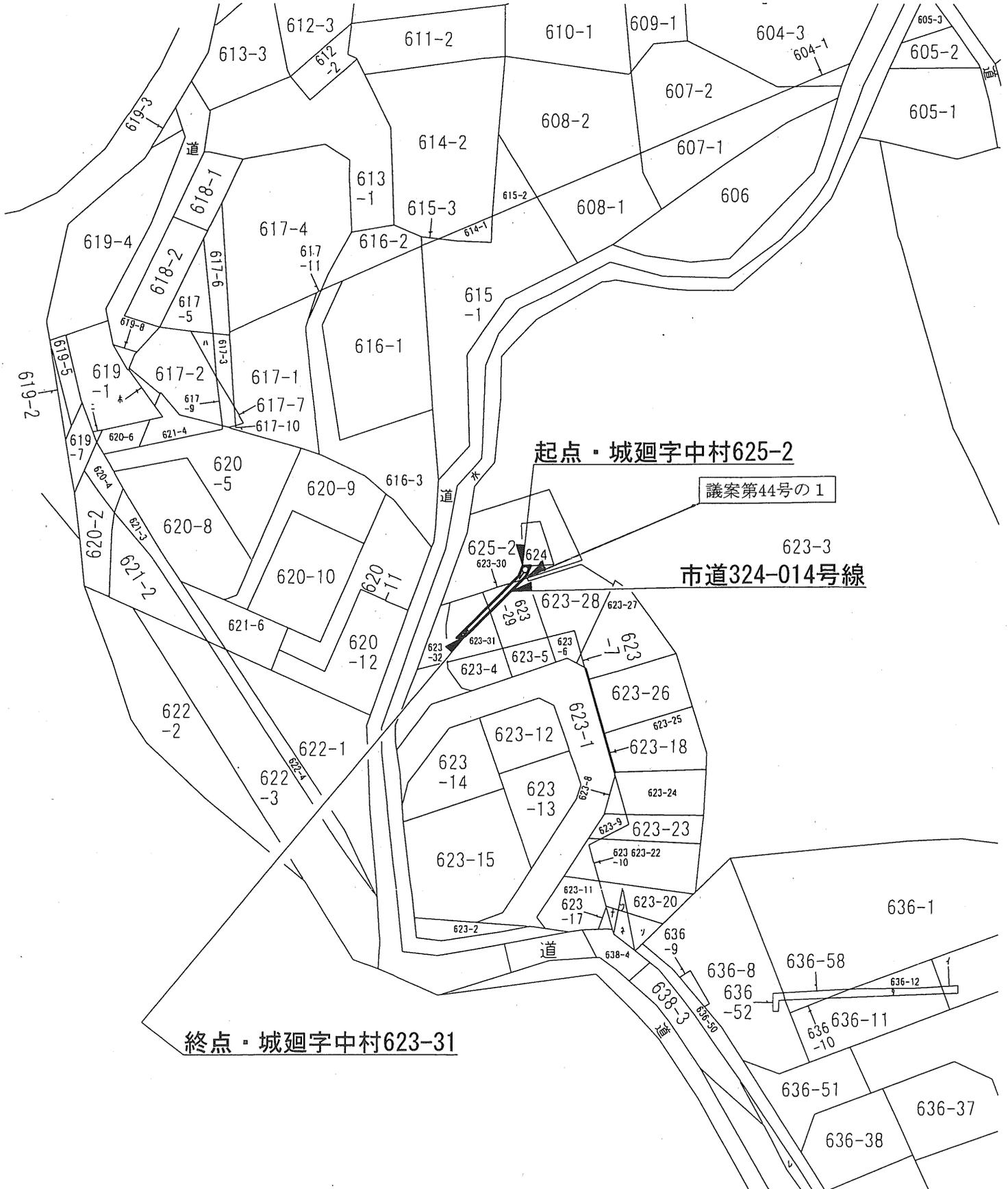
図面番号 1





公図写

図面番号 1



終点・城廻字中村623-31

起点・城廻字中村625-2

議案第44号の1

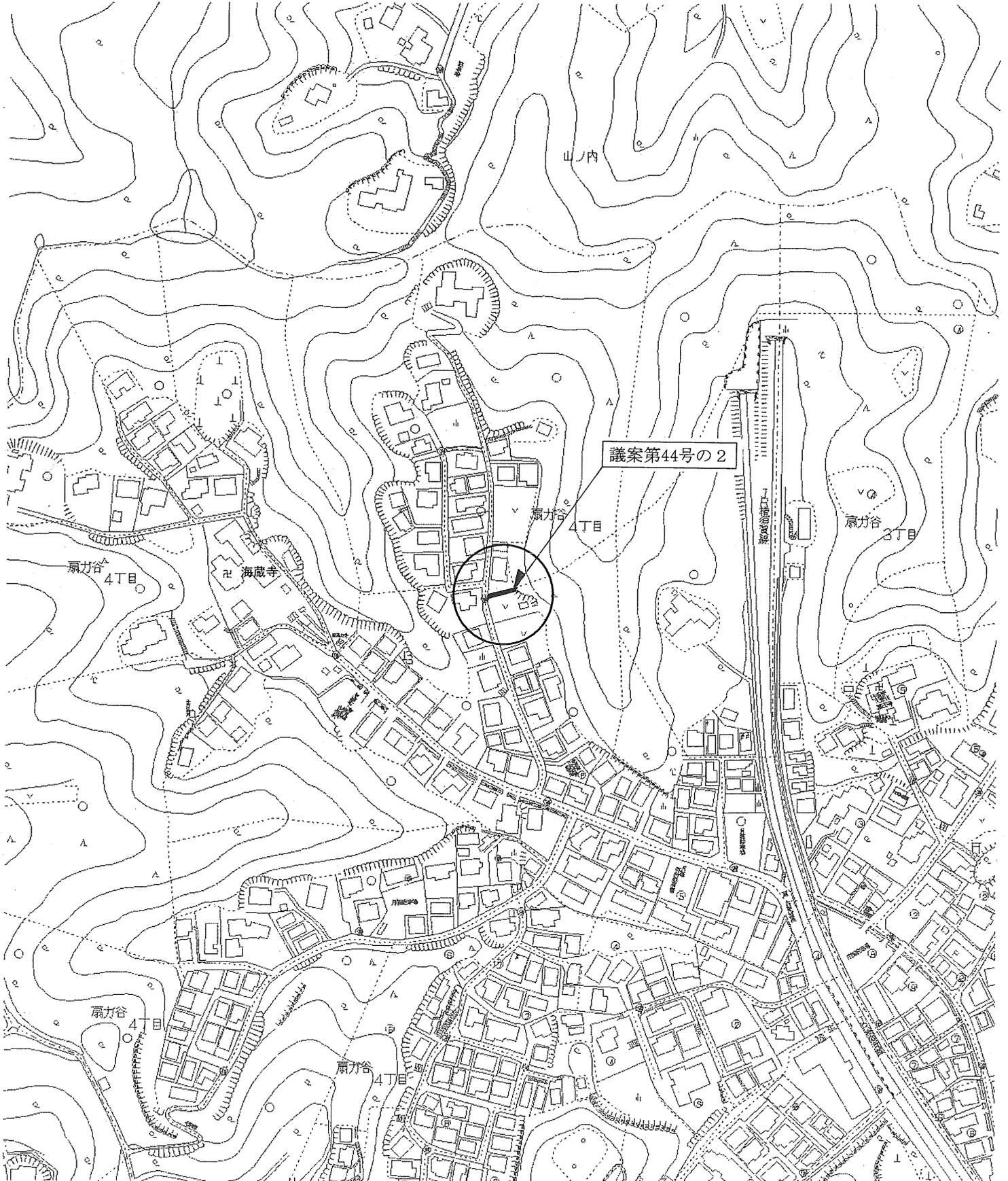
市道324-014号線

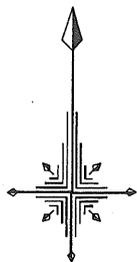


凡例  廃止箇所

案内図

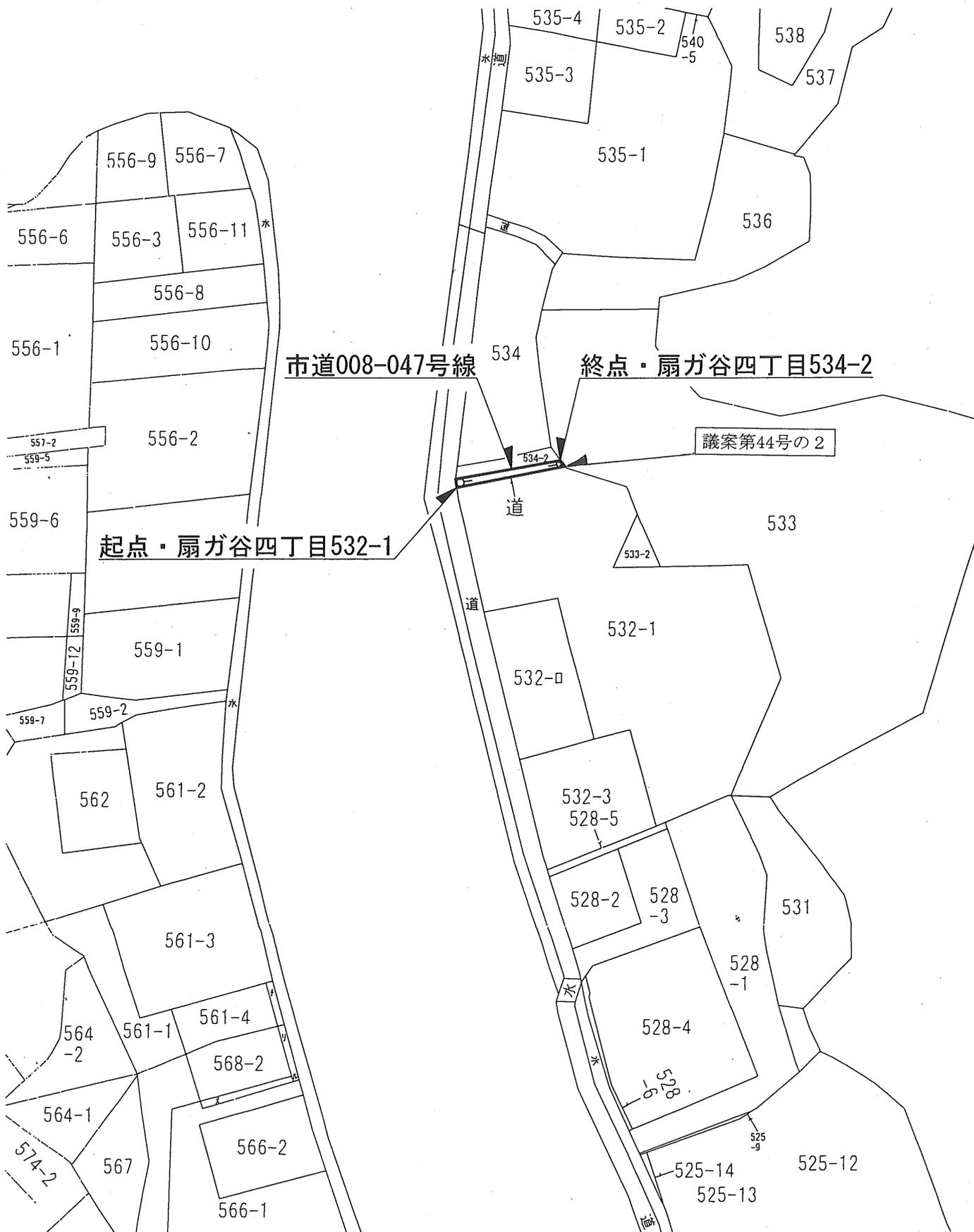
図面番号 2





公図写

図面番号 2



議案第 45 号

市道路線の認定について

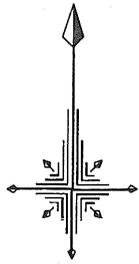
次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成29年 9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

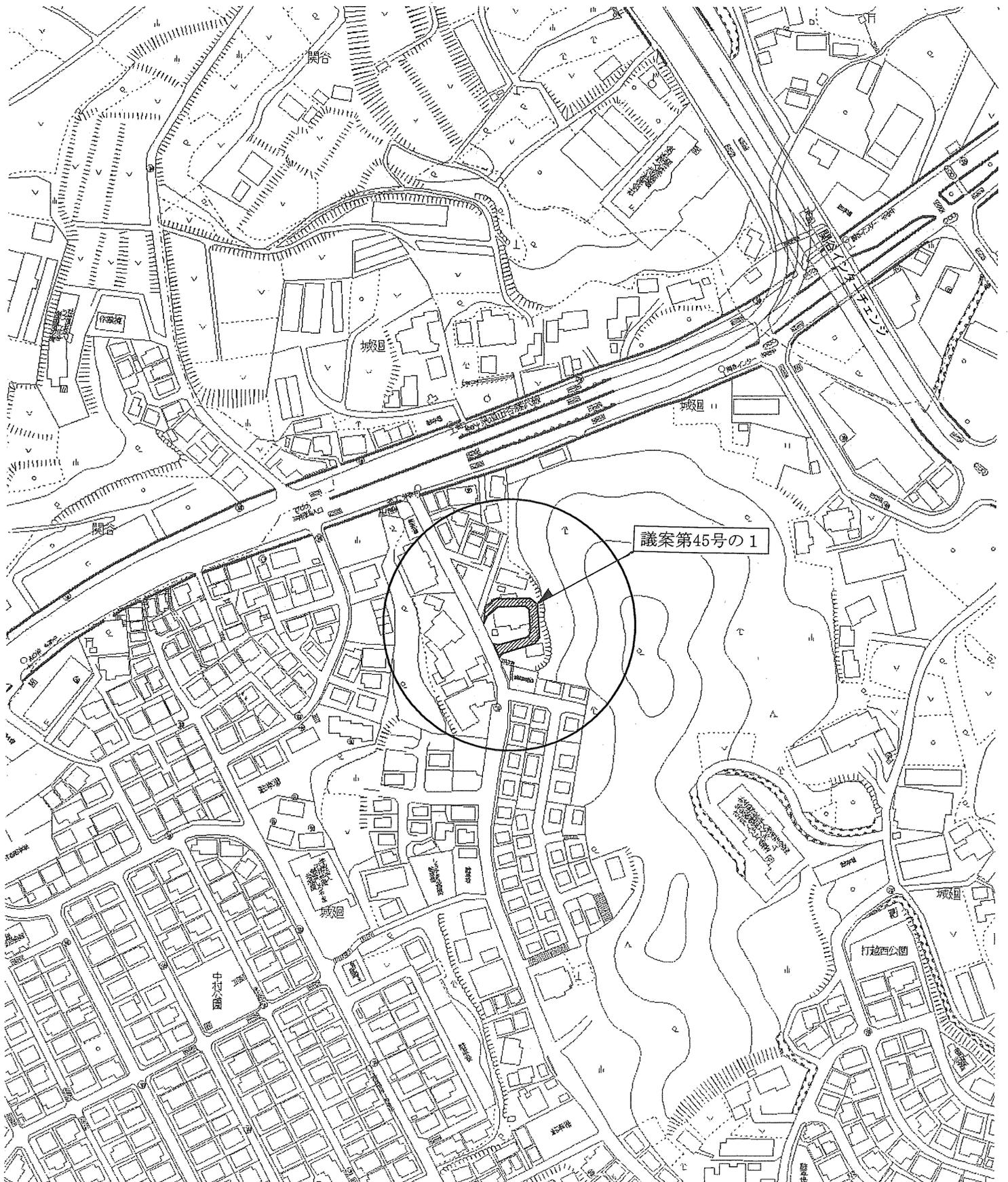
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 ㎡	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	城 廻 字 中 村	623番11	城 廻 字 中 村	623番14	5.00～ 9.19	76.81	392.11	5



凡例  認定箇所

案内図

図面番号 5



議案第 46 号

工事請負契約の変更について

さきに、平成29年1月臨時会議案第87号をもって議決された公共下水道（汚水）改築工事 西部汚水幹線について、次のとおり変更するものとする。

平成29年9月6日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契約金額

(1) 当初の契約金額	167,940,000円
(2) 変更による増額分	5,205,600円
(3) 変更後の契約金額	173,145,600円

「参 考」

工事請負変更仮契約書

工 事 名 称	公共下水道（污水）改築工事 西部污水幹線										
工 事 場 所	鎌倉市稲村ガ崎一丁目19番 先										
請 負 代 金 額	■増額			¥	5	2	0	5	6	0	0
	□減額	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額		¥	3	8	5	6	0	0	
そ の 他	この契約のほかは原契約によります。										
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。											

平成29年1月27日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更します。この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ、各自1通を保有します。

平成 29 年 8 月 21 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市 長 松尾 崇 ㊟

受注者 横須賀市野比三丁目30番26号
株式会社花和産業
代表取締役 永井 福男 ㊟

「参考」

(平成29年7月12日付け締結契約書)

工事請負変更契約書

工事名称	公共下水道（污水）改築工事 西部污水幹線
工事場所	鎌倉市稲村ガ崎一丁目19番 先
工期	工期の変更 平成29年2月3日 から 平成29年12月18日 まで
請負代金額	うち取引に係る消費税額 及び地方消費税額 円 円
その他	この契約のほかは原契約書によります。

平成29年1月27日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更し、この契約を証するために本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成29年7月12日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇 印

受注者 横須賀市野比三丁目30番26号
株式会社花和産業
代表取締役 永井 福男 印

「参考」
(原契約書)

工 事 請 負 仮 契 約 書

工 事 名 称	公共下水道（污水）改築工事 西部污水幹線											
工 事 場 所	鎌倉市稲村ガ崎一丁目19番 先											
請 負 代 金 額	¥	1	6	7	9	4	0	0	0	0	0	0
	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額		¥	1	2	4	4	0	0	0	0	0
解体工事に 要する費用等	別紙1及び別紙2のとおり											
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第4条による（金銭的履行保証）											
かし担保期間	完成引渡しの日から起算して 1 年 間											
請 求 の 方 法	受注者は、請負代金額の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとします。											
<p>この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者（共同企業体の場合はその構成員を含む。）が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。</p>												

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「株式会社花和産業」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。
 この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自1通を保有します。

平成 29 年 1 月 19 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
 鎌倉市
 市長 松 尾 崇 Ⓜ

受注者 横須賀市野比三丁目 30 番 26 号
 株式会社花和産業
 代表取締役 永井 福男 Ⓜ

別紙 1

解体工事に要する費用等

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1 分別解体等の方法

工 程	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する

なし

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

別紙 2 のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

(受注者の見積金額)

216,000 円 (税込)

「参 考」

議決通知書兼本契約成立通知書

鎌 契 第 1774 号

平成 29 年 1 月 31 日

横須賀市野比三丁目 30 番 26 号
株式会社花和産業
代表取締役 永井 福男 様

鎌倉市長 松 尾 崇

次のとおり通知します。

契 約 の 件 名	公共下水道（污水）改築工事 西部污水幹線 （仮契約締結日 平成 29 年 1 月 19 日）
議 決 年 月 日	平成 29 年 1 月 27 日
仮契約が本契約に 切り替わった日	平成 29 年 1 月 27 日
工 期	平成 29 年 2 月 3 日から平成 29 年 7 月 24 日まで
注 意 事 項	請負代金額 167,940,000円 （消費税額及び地方消費税額を含む）
	工事場所 鎌倉市稲村ガ崎一丁目 19 番 先

- 議案第 47 号 平成28年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 48 号 平成28年度鎌倉市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 49 号 平成28年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 50 号 平成28年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 51 号 平成28年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 52 号 平成28年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 53 号 平成28年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の平成28年度鎌倉市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別添の付属書類及び監査委員の意見を付けて、地方自治法第233条第3項の規定により、市議会の認定に付する。

平成29年9月6日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

「参考」

本議案に添付する書類

- 1 決算書
- 2 付属書（平成28年度鎌倉市歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書）
- 3 施策の成果報告書
- 4 監査委員の決算等審査意見書

議案第 54 号

鎌倉市職員等公務災害等見舞金の
支給に関する条例の制定について

鎌倉市職員等公務災害等見舞金の支給に関する条例を次のように定める。

平成29年 9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

職員等が公務等又は通勤により災害を受けた場合に、当該職員等又はその遺族に対し公務災害等見舞金を支給するため、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市職員等公務災害等見舞金の支給に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、職員等が公務等又は通勤により災害（負傷、疾病又は死亡をいう。以下同じ。）を受けた場合において、当該職員等又はその遺族に対し公務災害等見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 本市の職員で地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する者
- (2) 鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月条例第27号）第2条第1項に規定する職員
- (3) 鎌倉市消防団員等公務災害補償条例（平成13年7月条例第1号。以下「消防団員等補償条例」という。）の適用を受ける者
- (4) 本市の職員で労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者

2 この条例において「公務等」とは、公務又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年3月条例第25号）第2条第1項若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年9月条例第10号）第2条第1項の規定により派遣されている職員の派遣先の業務若しくは消防作業等（消防団員等補償条例第1条の規定により従事し、又は協力した者が損害補償の対象となる消防作業、救急業務、水防又は応急措置の業務であって公務以外のものをいう。）をいう。

3 この条例において「通勤」とは、職員等が、勤務のため、次に掲げる移動を合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務等の性質を有するものを除くものとする。

(1) 住居と勤務場所との間の往復

(2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業場所から勤務場所への移動を除く。）

4 職員等が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって規則で定めるものをやむを得ない事由により行

うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りではない。

(見舞金の種類)

第3条 見舞金の種類は、死亡見舞金及び障害見舞金とする。

(死亡見舞金)

第4条 死亡見舞金は、職員等が公務等又は通勤（第2条第1項第3号に掲げる者にあつては、公務等に限る。以下同じ。）により死亡した場合に当該職員等の遺族に対して支給する。

2 死亡見舞金の額は、公務等による場合は2,000万円とし、通勤による場合は1,200万円とする。

3 死亡見舞金を受けることができる同順位の遺族が2人以上あるときは、当該遺族の1人が受ける死亡見舞金の額は、前項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 死亡見舞金を受けることができる遺族は、職員等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものとする。

2 死亡見舞金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(障害見舞金)

第6条 障害見舞金は、職員等が公務等又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき別表に定める障害等級に該当する程度の障害が存する場合に、同表に定める障害等級に応じ同表に定める額を支給する。

2 障害見舞金を受けた者の当該障害の程度に変更があり、上位の障害等級に該当する程度の障害となった場合又は障害見舞金を受けた者が当該障害の原因となった負傷若しくは疾病により死亡した場合は、当該上位の障害等級に係る障害見舞金又は死亡見舞金の額から既に受けた障害見舞金の額を差し引いた額を支給するものとする。

(支給制限)

第7条 市長は、職員等が公務等又は通勤による災害を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見舞金の全部又は一部を支給しないことができる。

(1) その職員等に故意の犯罪行為又は重大な過失があつたとき。

(2) 障害のある職員等が、公務等又は通勤による負傷若しくは疾病によって同一部位について障害の程度を加重したとき。

2 職員等が公務等又は通勤による災害を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当する支給金の支給を受けるときは、この条例による見舞金の額から、当該支給を受けるときの金額を差し引いた額を支給する。

(1) 地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）第38条第1項第10号の障害特別支給金又は同項第11号の遺族特別支給金

(2) 鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年8月規則第17号）第17条第1項第13号の障害特別支給金又は同項第14号の遺族特別支給金

(3) 労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第2条第2号の障害特別支給金又は同条第3号の遺族特別支給金

(4) 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）第13条第1項の規定に基づき支給される障害特別支給金又は遺族特別支給金

3 職員等が公務等による災害を受けた場合において鎌倉市消防賞慰金及び殉職者特別賞慰金条例（昭和28年3月条例第16号）第4条第1項に規定する賞慰金等を授与されるときは、この条例による見舞金は支給しないものとする。
（災害及び障害等級の認定）

第8条 この条例による公務等又は通勤による災害の認定及び別表に定める障害等級の認定については、当該職員等に適用される第2条第1項に規定する法律又は条例により認定されるところによる。

（委任）

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に第2条第1項に規定する法律又は条例による認定を受けた災害について適用する。

別表（第6条及び第8条）

障害等級	障害見舞金の額	
	公務等による場合	通勤による場合

第1級	2,000万円	1,200万円
第2級	1,780万円	1,070万円
第3級	1,570万円	945万円
第4級	1,380万円	830万円
第5級	1,180万円	710万円
第6級	1,000万円	600万円
第7級	840万円	505万円
第8級	680万円	410万円
第9級	530万円	320万円
第10級	410万円	250万円
第11級	300万円	180万円
第12級	210万円	130万円
第13級	140万円	85万円
第14級	80万円	50万円

備考 この表に定める障害等級に該当する障害は、法第29条第2項に規定するところによる。

議案第 55 号

私たちのまち鎌倉のことに関心を持ち、自分たちでより良くしていこうという思いを共有して行動するための条例の制定について

私たちのまち鎌倉のことに関心を持ち、自分たちでより良くしていこうという思いを共有して行動するための条例を次のように定める。

平成29年9月6日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

魅力と活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的として、市民等、その他鎌倉のまちに関わる人々等及び本市が協力し合い、多様化する地域課題を解決し、鎌倉のまちをさらに輝くまちにしていくための基本理念等必要な事項を定めるものである。

私たちのまち鎌倉のことに関心を持ち、自分たちでより良くして
いこうという思いを共有して行動するための条例

私たちのまち鎌倉は、「自分たちのまちのことは自分たちでより良くしていこう」という思いを持ち、その思いを共有して行動する人々によって支えられてきたまちである。海と山の美しい自然環境と豊かな歴史的遺産を有する鎌倉のまちの暮らしや文化は、鎌倉のまちを愛する一人一人によって創られ、守られ、発展し続けてきた。まちの発展と共に積み重ねてきた伝統は、私たちの誇りであり、環境、福祉、教育、文化など様々な分野で今も受け継がれている。

私たちは、この伝統を受け継ぎ、鎌倉のまちを愛する一人一人が、このまちを創っていく主人公としての誇りと自覚を持って行動し、人々が互いに協力し合う鎌倉のまちを創ることを目指すものである。

(目的)

第1条 この条例は、鎌倉のまちに住み、働き、学び、活動するもの（市を除く。以下「市民等」という。）、鎌倉のまちに関わるもの（市民等及び市（以下「私たち」という。）を除く。以下同じ。）及び市が、互いに協力し合い、多様化する地域課題を解決し、鎌倉のまちをさらに輝くまちにしていくための基本理念を定め、魅力と活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 私たちは、別表に掲げる基本理念にのっとり行動するよう努めるとともに、鎌倉のまちに関わるものにも基本理念について理解を求めるよう努めるものとする。

(指針の策定)

第3条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、市民等及び鎌倉のまちに関わるものが、それぞれの特性を生かし鎌倉のまちを創っていく主人公として活動ができる環境を整備し、当該活動を支援するため、市民活動及び協働の推進についての指針（以下「指針」という。）を策定するものとする。

(施策の実施)

第4条 市は、基本理念及び指針に基づき施策を実施する。

(広報及び啓発)

第5条 市は、市民等及び鎌倉のまちに関わるものに対し、この条例の基本理念について積極的に広報及び啓発を行うものとする。

(市民活動・協働推進委員会)

第6条 市長の附属機関として、鎌倉市市民活動・協働推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 基本理念及び指針に基づく活動に関する事項
- (2) この条例及び指針の見直しに関する事項

3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 公共的団体が推薦する者
- (4) 市民

5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

8 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

9 臨時委員は、市長が委嘱する。

10 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に規則で定める。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 私たちは、鎌倉のまちを創っていくのは私たち一人一人であるという思いを共有し、自覚し、自らができることを実行します。2 私たちは、人の成長が鎌倉のまちの成長につながること及び人を育てることの大切さを認識し、地域で子どもを育て、子どもも大人も共に育ち、学び合っています。3 私たちは、世代、性別、立場等を越え、互いを理解し、信頼し、尊重し、認め合っ |
|--|

た上で、互いの特性を生かし、共に話し合い、協力して鎌倉のまちを創ります。

4 私たちは、それぞれがまちを創っていく主人公として輝いて活動し、共により魅力的で住みやすい鎌倉のまちを創っていくために必要なことを共に考え、実行します。

5 市職員は、鎌倉のまちを創っていく一員であると強く自覚し、行動します。

議案第 56 号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を
受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

平成29年9月6日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特
定非営利活動法人に指定されている法人の寄附金税額控除の対象期
間を更新するほか、主たる事務所の所在地を改めるものである。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワークの項を削り、同表特定非営利活動法人昂の会の項中「藤沢市藤沢545番地の51ライオンズマンション湘南藤沢1階」を「藤沢市南藤沢7番10号英邦第一ビル2階」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワーク	横浜市港北区新横浜一丁目16番地2	平成29年8月1日から 平成34年7月31日まで
-----------------------------	-------------------	-----------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表（特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワークに係る部分に限る。）の規定は、平成29年8月1日から適用する。

議案第 57 号

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例及び鎌倉市放課後児童健全育成事業の設
備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例の制定について

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例及び鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

国家戦略特別区域法の一部改正に伴い、引用条項を整備するもの
である。

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年10月条例第19号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 鎌倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年10月条例第21号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 58 号

鎌倉市営住宅条例の一部を改正
する条例の制定について

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

公営住宅法の一部改正に伴い、認知症患者等の収入申告義務を緩和するほか、市営住宅の共益費の徴収について必要な事項を定めるものである。

鎌倉市営住宅条例の一部を改正する条例

鎌倉市営住宅条例(平成9年9月条例第7号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「第11条」を「第12条」に改める。

第15条第1項中「次条第2項」を「次条第3項」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「申告がない場合」を「申告がない場合(次条第2項に該当する場合を除く。)」に改める。

第16条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の規定による収入の申告」を「第1項の規定による収入の申告又は前項の規定による収入の把握」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 市長は、入居者(省令第8条各号に掲げる者に限る。)が前項に規定する収入の申告をすること及び第36条第1項の規定による報告の求めに応じることが困難な事情にあると認める場合は、前項の規定にかかわらず、省令第9条で定める方法により当該入居者の収入を把握することができる。

第22条の見出し中「義務」を「義務等」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 市長は、前項第3号及び第4号に掲げる費用のうち、入居者の共通の利益を図るため必要と認められるもの(以下「共益費」という。)を入居者から徴収することができる。
- 3 前項の規定により共益費を徴収する場合には、第18条の規定を準用する。
- 4 前2項に定めるもののほか、共益費の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

第28条第1項及び第2項中「第16条第2項」を「第16条第3項」に、同条第3項中「第16条第3項」を「第16条第4項」に改める。

第39条及び第40条中「第11条」を「第12条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 59 号

鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成29年 9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

介護保険法の一部改正に伴い、引用条項を整備するほか、コイン
パーキングの設置基準における公衆便所の設置協議に関する規定の
削除等を行うものである。

鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例の一部
を改正する条例

鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例（平成23年10月条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号カ中「設置等」を「設置」に改める。

第27条第1項第1号カ中「第8条第25項」を「第8条第28項」に改める。

第29条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第29条の規定は、施行日以後に鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例第10条に規定する事前相談（以下「事前相談」という。）の申出がなされる同条例第2条第1号ウに掲げるコインパーキングの設置（以下「コインパーキングの設置」という。）に適用し、施行日前に事前相談の申出がなされたコインパーキングの設置については、なお従前の例による。

議案第 60 号

鎌倉市火災予防条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 9 月 6 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

消防法等により消防用設備等の設置が義務付けられている建築物について法令違反がある場合、その内容を公表できるよう必要な事項を定めるものである。

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例

鎌倉市火災予防条例（昭和37年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 委任（第51条）」を
「第3節 防火対象物の消防用設備等の状況の公表（第50条の4）
第4節 委任（第51条）」に改める。

第30条の見出しを削る。

第35条の3の見出しを削る。

第50条の3の見出しを削る。

第6章中第3節を第4節とし、第2節の次に次の1節を加える。

第3節 防火対象物の消防用設備等の状況の公表

第50条の4 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等（法第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。）の状況が、法、令又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

第51条の見出しを削る。

第52条の前の見出しを削る。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 61 号

平成29年度鎌倉市一般会計
補正予算（第3号）

平成29年度鎌倉市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,490千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,943,436千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月6日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	6,722,797	2,250	6,725,047
	10 国庫補助金	1,006,661	2,250	1,008,911
80	繰越金	600,000	13,240	613,240
	5 繰越金	600,000	13,240	613,240
	歳 入 合 計	59,927,946	15,490	59,943,436

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	民生費	23,426,742	3,610	23,430,352
	10 児童福祉費	9,313,733	3,610	9,317,343
55	教育費	5,535,581	11,880	5,547,461
	20 社会教育費	1,740,640	11,880	1,752,520
	歳 出 合 計	59,927,946	15,490	59,943,436

議案第 62 号

平成29年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第2号）

平成29年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,585千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,652,951千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月6日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
20	国庫支出金	3,339,558	6,585	3,346,143
	10 国庫補助金	8,748	6,585	15,333
	歳入合計	21,646,366	6,585	21,652,951

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	266,863	6,585	273,448
	5 総務管理費	182,454	6,585	189,039
	歳 出 合 計	21,646,366	6,585	21,652,951

継続費の精算報告について

鎌倉市一般会計予算中、分庁舎及び旧教育センター解体事業、腰越地域老人福祉センター整備事業、北鎌倉隧道安全対策事業、岡本二丁目階段復旧事業（市道053-101号線）、鎌倉消防署腰越出張所改築事業、大船中学校改築事業及び中学校給食受入室改修事業については、継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙精算書のとおり報告する。

平成29年9月6日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成28年度鎌倉市継続費精算報告書

(一般会計)

款	項	事業名	年度	全 体 の 計 画 内				実 績 内				比 較 内					
				左 特 定 財 源		内 源		左 特 定 財 源		内 源		左 特 定 財 源		内 源			
				年割額	国(県)支出金	地方債	その他	一般財源	支出済額	国(県)支出金	地方債	その他	一般財源	支出済額	国(県)支出金	地方債	その他
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10 総務費	05 総務管理費	分庁舎及び旧鎌倉センター一般事務業	26	41,028,000			41,028,000									41,028,000	
			27	24,558,000			24,558,000	54,133,020				54,133,020				▲ 29,575,020	
			28	3,916,000			3,916,000	7,776,000				7,776,000				▲ 3,860,000	
			計	69,502,000			69,502,000	61,909,020				61,909,020				7,592,980	
15 民生費	05 社会福祉費	腰痛地味老人福祉センター一般事務業	27	128,492,000		102,700,000	25,792,000	108,424,000		86,700,000		21,724,000		16,000,000		4,068,000	
			28	319,615,000		259,600,000	60,015,000	290,652,210		275,600,000		15,052,210		▲ 16,000,000		44,962,790	
			計	448,107,000		362,300,000	85,807,000	399,076,210		362,300,000		36,776,210		0		49,030,790	
			27	52,200,000			52,200,000	18,900,000				18,900,000				33,300,000	
45 土木費	10 道路橋りょう費	北鎌倉陸道安全対策事業	28	41,300,000			41,300,000	▲ 1,453,680				▲ 1,453,680				42,753,680	
			計	93,500,000			93,500,000	17,446,320				17,446,320				76,053,680	
			27	12,001,000			12,001,000	10,245,312				10,245,312				1,755,688	
			28	18,000,000			18,000,000	16,670,448				16,670,448				1,329,552	
50 消防費	05 消防費	鎌倉消防署腰懸出張所改築事業	計	30,001,000			30,001,000	26,915,760				26,915,760				3,085,240	
			27	181,716,000	15,500,000	126,900,000	39,316,000	50,000,000	15,500,000	28,100,000	6,400,000	131,716,000		98,800,000		32,916,000	
			28	198,068,000	15,500,000	151,700,000	30,868,000	322,718,800	7,500,000	237,800,000	77,418,800	▲ 124,650,800	8,000,000	▲ 86,100,000		▲ 46,550,800	
			計	379,784,000	31,000,000	278,600,000	70,184,000	372,718,800	23,000,000	265,900,000	83,818,800	7,065,200	174,715,000		153,400,000		79,000
55 教育費	15 中学校費	大船中学校改築事業	27	49,615,000			49,615,000	15,292,800				15,292,800				34,322,200	
			28	74,423,000		55,600,000	18,823,000	57,175,200		17,000,000		40,175,200		38,600,000		▲ 21,352,200	
			計	124,038,000		55,600,000	68,438,000	72,468,000		17,000,000		55,468,000		38,600,000		12,970,000	
			27	49,615,000			49,615,000	15,292,800				15,292,800				▲ 399,418,600	

報告第 9 号

平成28年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

平成28年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告する。

また、平成21年度決算から平成27年度決算分における実質公債費比率を修正したため報告する。

平成29年 9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 平成28年度決算に基づく健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.57)	— (16.57)	-0.1 (25.0)	— (350.0)

備考 () 内は早期健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の平成28年度鎌倉市健全化判断比率等及び資金不足比率等審査意見書

2 実質公債費比率の修正 (単位：%)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
修正前	2.7	1.7	0.4	-0.1	-0.6	-0.6	-0.7
修正後	2.6	1.6	0.2	-0.3	-0.8	-0.8	-0.9

報告第 10 号

平成28年度決算に基づく資金不足比率の報告について

平成28年度決算に基づく資金不足比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告する。

平成29年 9 月 6 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
下水道事業特別会計	— (20.0)	

備考 () 内は経営健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の健全化判断比率等及び資金不足比率等審査意見書